

様式1

販路開拓支援事業助成金交付申請書

令和 年 月 日

栗東市商工会長 様

事業所在地

事業所名

代表者氏名

印

TEL

FAX

令和2年度販路開拓支援事業について、助成金の交付を受けたいので関係書類を添えて下記のとおり申請します。尚、交付決定時には下記の振込先口座へ送金下さい。

記

事業実施日	年 月 日 ~ 年 月 日																		
取組内容																			
取組の成果	<table><tr><td><input type="checkbox"/>売上の増加 … 前年比</td><td>(%・円)</td><td>増</td><td><input type="checkbox"/>取引件数の増加…前年比</td><td>(%・円)</td><td>増</td></tr><tr><td><input type="checkbox"/>新規顧客獲得件数 …</td><td></td><td>件</td><td><input type="checkbox"/>来店客数の増加…前年比</td><td></td><td>増</td></tr><tr><td colspan="6">(その他)</td></tr></table>	<input type="checkbox"/> 売上の増加 … 前年比	(%・円)	増	<input type="checkbox"/> 取引件数の増加…前年比	(%・円)	増	<input type="checkbox"/> 新規顧客獲得件数 …		件	<input type="checkbox"/> 来店客数の増加…前年比		増	(その他)					
<input type="checkbox"/> 売上の増加 … 前年比	(%・円)	増	<input type="checkbox"/> 取引件数の増加…前年比	(%・円)	増														
<input type="checkbox"/> 新規顧客獲得件数 …		件	<input type="checkbox"/> 来店客数の増加…前年比		増														
(その他)																			
事業費総額	補助対象経費	助成申請額																	
千円	千円	千円																	

※助成申請額は、対象となる経費の1/3以内(千円未満切捨)で、上限は1事業所2万円。

【提出書類】

- (1) 販路開拓(展示会出展・広告宣伝)費用が記載された請求書等
- (2) 支出を証明できる書類
- (3) 販路開拓の実績が確認できるチラシ、パンフレット、情報誌、展示内容の写真等

助成金の振込先

(※事業主口座もしくは事業所口座でお願い致します。)

金融機関名		支店名	
預金種類	<input type="checkbox"/> 普通預金 ・ <input type="checkbox"/> 当座預金	口座番号	
フリガナ(必ず記入)			
口座名義			

販路開拓費用の助成について

栗東市商工会

1. 目的

当会の会員である中小企業者等に対して、積極的に販路開拓に要した必要経費の助成を行うことにより、会員事業所の受注及び販路開拓・拡大を支援するとともに、会員事業所の競争力強化さらには経営安定を図ることを目的として、「当助成事業」を実施するものです。

2. 助成対象内容

(1). 展示会出展費

国内外で開催の展示会、見本市、商談会等に、出展、参加又は主催する際の出展小間料、小間内装飾経費、出展物搬出入経費、その他出展に対する直接経費 ※人件費は対象外とします。

(2). 広告宣伝費

当会運営のデジタルサイネージ掲載費、販促パンフレット・チラシ・カレンダーの印刷・折込・ポスティング費、販促用品の制作委託費、情報誌掲載費、その他商工会長が認める販路開拓に係る広告宣伝費

※慣例的・形式的な年賀はがき・暑中見舞い印刷代・はがき代、単なるカレンダーの印刷代および看板等固定資産となるものの購入費用はご遠慮願います。

3. 助成対象期間

令和2年4月1日 ~ 令和3年2月28日

※予算に達し次第受付終了とします。予算に達しない場合は年度内に限り延長します。

4. 助成金額

対象経費の3分の1以内（千円未満は切り捨て） 上限2万円（1事業所1回限り）

5. 申請方法

助成を希望される方は、助成金交付申請書(様式1)を経営支援課に提出してください。

【受付期間】 令和2年8月3日（月）から、令和3年3月1日（月）

【受付場所】 栗東市商工会館1F 経営支援課 TEL 077-552-0661

※申請書等の様式は、商工会のホームページからダウンロードすることもできます。

6. 採択方法

- ①申請書等による書類審査を実施後、会長が採択の可否を決定します。
- ②受付順に採択を行い、予算額に達し次第受付終了とさせていただきます。
- ③採択者には当会より決定通知を送付後ご指定頂いた金融機関の口座へ送金します。

7. 助成の取り消し

次のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消すとともに、既に交付された助成金については、その返還を求めます。

- ①提出書類に虚偽の記載があったとき
- ②助成金交付の条件に違反したとき
- ③助成事業の実施について不正行為があったとき
- ④法令違反などの反社会的行為が明らかになったとき

8. その他申請に係る注意事項

- ①申請された書類等は返却しませんので、予めご了承ください。
申請にかかる一切の費用については、申請者自身の負担とさせていただきます。なお、本助成事業は、予算額の枠内で実施する事業であるため、当該事業の申請書等を提出されても必ず採択されるものではありません。
- ②採択となる場合でも、助成金額を減額する場合があります。
- ③同一の事業内容で、「小規模企業持続化補助金」や「栗東市商工会による各種出展支援」など「行政・商工会等からの補助金・助成金・支援」を受けている場合は対象外とさせていただきます。